刈谷市緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断費補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、地震発生時において沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な輸送路及び避難路を確保するため、緊急輸送道路等沿道建築物の耐震診断を実施するものに対し交付する刈谷市緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断費補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和４４年規則第２９号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）緊急輸送道路等　刈谷市地域防災計画の緊急輸送道路・主要避難道路網図において第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路、市指定緊急輸送道路、災害時連絡道路又は主要避難道路として位置付けられた道をいう。

（２）緊急輸送道路等沿道建築物　次のいずれにも該当するものをいう。

ア　昭和５６年５月３１日以前に着工されたもの

イ　建築物のいずれかの部分の高さが、当該部分から緊急輸送道路等の境界線までの水平距離に、当該緊急輸送道路等の幅員が次に掲げる場合に応じ、それぞれ定める距離を加えたものに相当する高さを超えるもの

（ア）１２メートル以下の場合　６メートル

（イ）１２メートルを超える場合　緊急輸送道路等の幅員の２分の１に相当する距離

（３）耐震診断　建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２条第２項から第４項までに規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士が、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成１８年国土交通省告示第１８４号）に基づき建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適正に評価することをいう。

　（４）施行者　緊急輸送道路等沿道建築物の所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）第３条若しくは第６５条に規定する団体又は同法第４７条第１項（同法第６６条において準用する場合を含む。）に規定する法人（以下「管理組合」という。）を含む。）その他市長が認めるものをいう。

（５）代理受領　耐震診断を受託した業者（以下「受託業者」という。）が、第６条の規定により補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助決定者」という。）の同意に基づき、当該耐震診断に要した経費の額から当該決定を受けた補助金の額（第８条の規定による承認を受けた場合は、当該承認を受けた額）を控除した額を請求し、当該補助決定者に代わり補助金を受領することをいう。

　（補助の対象）

第３条　施行者が緊急輸送道路等沿道建築物の耐震診断を実施する場合で、次のいずれにも該当し、当該年度内に耐震診断が完了するものを補助の対象とする。ただし、市長が適当でないと認めたものには補助金を交付しない。

（１）区分所有された住宅の場合は、管理組合で合意形成が図られたもの

（２）建物所有者と使用者等が異なる場合は、所有権等を有するもの全員の同意を得たもの

（３）市が実施する木造住宅の耐震診断を受けていない建築物に係るもの

（４）刈谷市非木造住宅耐震診断費補助金交付要綱（平成２０年４月１日施行）に基づく補助金の交付を受けていない建築物に係るもの

（５）この要綱に基づく補助金の交付を受けていない建築物に係るもの

（６）その他国が定める要綱等に適合するもの

　（補助金の額）

第４条　補助金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金の額 |
| 耐震診断に要する経費。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ算定した額の合計額を限度とする。  （１）延べ面積が１，０００平方メートル以内の部分　１平方メートル当たり３，６００円を乗じて得た額  （２）延べ面積が１，０００平方メートルを超えて２，０００平方メートル以内の部分　１平方メ | 対象経費の３分の２の額。ただし、その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、１棟につき１８０万円を限度とする。 |
| ートル当たり１，５００円を乗じて得た額  （３）延べ面積が２，０００平方メートルを超える部分　１平方メートル当たり１，０００円を乗じて得た額 |  |

　（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとするものは、耐震診断を実施する前に、緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）耐震診断に要する経費の見積書

（２）案内図、配置図、平面図及び立面図

（３）施行者が管理組合である場合は、組合規約及び耐震診断の実施に係る議決書

（４）建物所有者と使用者等が異なる場合は、所有権等を有するもの全員の同意を得たことを証する書面

（５）建築年次を確認することができる建物の物件証明書又はこれに類するもの

（６）その他市長が必要と認めるもの

　（交付の決定）

第６条　市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断費補助金交付決定通知書（様式第２号）により当該申請書を提出したものに通知するものとする。

　（計画の変更）

第７条　補助決定者は、当該決定に係る内容を変更しようとする場合は、緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断費補助金変更承認申請書（様式第３号）に当該変更の内容が分かる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、補助金の受領方法のみを変更する場合は、当該変更の内容が分かる書類の添付を要しない。

　（変更の承認）

第８条　市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断費補助金変更承認通知書（様式第４号）により当該申請書を提出したものに通知するものとする。

（耐震診断の中止）

第９条　補助決定者は、耐震診断を中止するときは、緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断中止届（様式第５号）を速やかに市長に提出しなければならない。

　（実績報告）

第１０条　補助決定者は、耐震診断が完了したときは、緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断実績報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

（１）耐震診断結果報告概要書（様式第７号）

（２）耐震診断実施結果評価書又はこれと同等のものの写し

（３）耐震診断に要した経費の領収書の写し又はこれに類するもの

（４）その他市長が必要と認めるもの

２　補助決定者は、代理受領を選択する場合は、前項第３号に掲げる書類に代えて、次に掲げる書類を添付するものとする。

（１）緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断費補助金代理請求及び代理受領同意書（様式第８号）

（２）耐震診断に要した経費の額から第６条の規定による決定（第８条の規定による承認を受けた場合は、当該承認）を受けた補助金の額（以下「補助決定額」という。）を控除した額の領収書の写し又はこれに類するもの

（請求及び補助）

第１１条　市長は、前条第１項の報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助決定者からの請求により補助決定額を支払うものとする。

２　市長は、前項の規定にかかわらず、代理受領を認めた場合は、受託業者からの請求により補助決定額を支払うものとする。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和６年３月３１日限り、その効力を失う。

　　　附　則

　この要綱は、平成２８年３月２８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、平成３１年３月２９日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、同年３月３０日から施行する。